

一般財団法人 長崎県消防設備協会

会報

第82号

令和7年9月1日発行



龍馬のぶつ像

目 次

ごあいさつ	1
理事会・評議員会を開催しました	2
令和6年度の事業に伴う決算	2
令和7年度の事業計画と予算	3
令和7年春の褒章（黄綬褒章）	4
消防設備関係功労者等表彰	5
現在の協会会員数	7
損害賠償責任保険について	7
令和6年度講習会等の開催実績	8
令和6年度消防用設備等点検済票（ラベル）の交付実績	10
消防用設備等点検済表示管理委員会	10
令和7年度各種講習会開催予定	11
消防設備点検資格者「本講習」・「再講習」の実施	12
通知・通達	13
消防機関と協会の連携事業	15
表示登録会員名簿	18
適正な点検報告と点検済票（ラベル）の貼付を	20
消防試験研究センターからのお知らせ	22
事務局からのお知らせ	24

■表紙の写真について

【龍馬のぶーつ像】

亀山社中から歩いてすぐの視界が開けた空間に突如現れた大きなブーツ！このブロンズ製の「龍馬のぶーつ」は、亀山社中創設130周年を記念して、市民グループ「亀山社中ば活かす会」の呼びかけにより1995年に建立された、実際に履くことができる体験型オブジェです。

製作者は風頭公園に立つ「坂本龍馬之像」と同じく長崎出身の山崎和國氏。亀山社中の創設がわが国近代化の第1歩となったことから、長崎の歴史や文化をより深く理解してもらおうと願いをこめて、龍馬のトレードマークであるブーツを選んだそうです。

ポケットパークから望む長崎港や長崎の街並みは「長崎都市景観賞」を受賞するほどの絶景で、人気のフォトスポットとなっています！ブーツには靴を履いたまま足を入れることができるので、船の操舵輪を握りながら龍馬になったような気分を味わってみてはいかがでしょうか。

（写真提供：（一社）長崎県観光連盟）

ご あ い さ つ

一般財団法人長崎県消防設備協会

理事長 梁 瀬 正 輝

一般財団法人長崎県消防設備協会は、消防用設備等点検報告制度を適正かつ円滑に実施するため、昭和51年7月に消防機器、管工事、電気工事の関係団体の協力のもとで財団法人として設立され、その後、平成24年4月の一般財団法人への移行を経て現在に至っております。

長崎県をはじめ県下の消防機関、一般財団法人日本消防設備安全センターを含む関係団体並びに会員の皆様方におかれましては、この間、多大なご指導とご支援を賜り深く感謝申し上げます。

昨年1月に能登半島地震が発生して以降も、鹿児島トカラ列島地震や記録的な豪雨、台風等による土砂災害などが多発するとともに、大きな林野火災や建物の火災等も全国的に発生しております。

こうした中、社会に安全と安心を提供する役割の一端を担う当協会といたしましては、消防用設備等の点検及び維持管理の適正化や普及啓発の推進を図るため、引き続き新型コロナウイルスなどの感染症対策を徹底しながら講習会などを含む各種事業の推進を図ってまいります。

結びに、関係各位のなお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

(評議員・役員)

監事	理事	常務理事	副理事長	理事長	評議員	顧問									
青井誠一	辻政信	鶴見康生	松尾健自	阿比留人美	松田武幸	田中俊晴	久保真一郎	谷村正夫	小畑和男	梁瀬正輝	江崎昌幸	小林純一	藤岡秀則	岩永堅之進	狩野徳智

理事会・評議員会を開催しました

令和 7 年 3 月 13 日（木）、長崎市民会館において令和 6 年度第 3 回理事会を開催し、令和 7 年度事業計画及び収支予算について審議しました。

また、令和 7 年 6 月 17 日（火）、長崎市サンプリエールにおいて令和 7 年度定時評議員会を開催し、令和 6 年度事業報告及び収支決算について審議しました。

理事会及び評議員会で審議した議案については、いずれも原案のとおり承認されました。

令和 6 年度の事業に伴う決算

令和 6 年度に実施した各種講習会、点検済表示制度の推進など各種事業に伴う収入及び支出の決算額は、以下の通りです。

(1) 収入の部

(単位：千円)

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減 額	備 考
基本財産運用収入	1	0	△1	
入会金、会費収入	1,280	1,342	62	
事 業 収 入	29,700	29,181	△519	
補 助 金 等 収 入	350	350	0	
雑 収 入	611	628	17	
計	31,942	31,501	△441	

(2) 支出の部

(単位：千円)

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減 額	備 考
事 業 費	8,061	8,415	354	
管 理 費	23,731	23,181	△550	
予 備 費	150	0	△150	
計	31,942	31,596	△346	

令和 7 年度の事業計画と予算

令和 7 年度も各種講習会の開催、点検済表示制度の推進及び広報活動等の各種事業を計画しており、これらの事業計画と予算は、以下のとおりです。

1. 事業計画

- (1) 講習会等の開催
 - ア. 消防設備士法定講習
 - イ. 消防設備点検資格者本講習
 - ウ. 消防設備点検資格者再講習
 - エ. 防火管理新規講習（甲種）
 - オ. 防火管理再講習（甲種）
 - カ. 防火・防災管理新規講習（併催講習）
 - キ. 消防設備実務者研修会
- (2) 点検済表示制度の推進
- (3) 行政機関及び関係団体等との連携
- (4) 広報活動
- (5) 損害賠償責任保険等の付保
- (6) 法令集、参考図書等の斡旋
- (7) その他協会の設立目的達成のための必要な事項

2. 予 算

- (1) 収入の部 (単位：千円)

科 目	令和 7 年度	令和 6 年度	増 減 額	備 考
基本財産運用収入	1	1	0	
入会金、会費収入	1,278	1,280	△2	
事 業 収 入	28,563	29,700	△1,137	
補 助 金 等 収 入	350	350	0	
雑 収 入	611	611	0	
計	30,803	31,942	△1,139	

- (2) 支出の部 (単位：千円)

科 目	令和 7 年度	令和 6 年度	増 減 額	備 考
事 業 費	6,904	8,061	△1,157	
管 理 費	23,799	23,731	68	
予 備 費	100	150	△50	
計	30,803	31,942	△1,139	

令和7年春の褒章（黄綬褒章）

本協会の理事 田中 俊晴氏（九州消火器材株式会社代表取締役）が、この度、永年にわたり消防設備保守業務に精励するとともに、業界及び社業の発展に大きく貢献した功績により、令和7年春の褒章において「黄綬褒章」を受章されました。

褒章伝達式は、去る令和7年5月28日（水）、合同庁舎（総務省）地下2階講堂（東京都千代田区霞ヶ関二丁目1番2号）において執り行われ、式典後、他の受章者とともに皇居に参内され、天皇陛下の拝謁を賜りました。

このご受章は、ご本人、ご家族はもとより、本協会にとりましても大変名誉なことであり、会員一同心よりお慶び申し上げますとともに、今後益々のご健勝とご活躍、社業のご隆盛を祈念いたします。



黄綬褒章 田中 俊晴 様



消防設備関係功労者等表彰

令和 6 年度消防設備関係功労者等表彰式が、令和 6 年 11 月 1 日に東京都港区明治記念館において行われ、3 名の方が受賞されました。

また、長崎県消防設備協会表彰式が、令和 7 年 6 月 17 日に長崎市のサンプリエールにおいて行われ 2 名の方が受賞されました。

受賞された方々の栄誉を心からお慶び申し上げますとともに、今後益々のご健勝とご活躍を祈念いたします。

◎消防庁長官表彰（令和 6 年 11 月 1 日）

稲次 豊 様（一般財団法人長崎県消防設備協会 元理事）

◎一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰（令和 6 年 11 月 1 日）

阿比留人美 様（株式会社八興電設 代表取締役）

大久保護二 様（株式会社玄海電設 専務）



消防庁長官表彰 稲次 豊 様（最前列右から 4 人目）



稲次 豊 様



阿比留人美 様



大久保護二 様

一般財団法人長崎県消防設備協会理事長表彰

- 永年にわたり消防用設備等の適切な保守業務を推進し、その業績が顕著であった方
進藤 勉 様（株式会社進藤電業 代表取締役）
合資会社山根 様（代表社員 山根 仁）



表彰の模様（右側は進藤様）



表彰の模様（右側は山根様）



表彰状をお持ちの方 左から進藤様、山根様

現在の協会会員数

(令和 7 年 6 月現在)

種 類	管 工 事	電 気 工 事	消 防 機 器	そ の 他	計
維 持 会 員 (うち登録会員)	25名 (10名)	48名 (16名)	56名 (54名)	16名 (15名)	145名 (95名)
賛 助 会 員 (個人)	11名				
賛 助 会 員 (法人)	3社				

今後とも、以下のような加入のメリットをPRし、加入促進に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

〈加入のメリット〉(*表示登録会員の場合)

① 消防用設備等点検済表示制度による点検済票の交付(*)

安全センターを中心とする全国統一ルールの適用下、安全安心の証として点検済票を貼付することができ、会員事業所の信頼性やブランド力の向上に繋がります。

② 協会で一括加入している損害賠償責任保険の適用(*)

1事故2億円、期間中2億円(免責金額なし)の保険が適用され、点検業務のリスク軽減が図られます。

③ 消防庁、安全センター等からの情報や会報の提供

消防庁や安全センター等からの情報が適宜提供されるとともに、協会の会報(各種講習会の日程や法令改正の動向などを掲載)が定期的に送付されます。

④ 実務者研修会等への出席

消防用設備等に係る実務者研修会やセミナー等の案内が受けられ、無料で出席することができます。

⑤ 協会や安全センター等による表彰

定期的に会員を対象として本協会や安全センター等による表彰を行っております。

損害賠償責任保険の付保について

協会では、表示登録会員が点検済票を貼付している防火対象物の点検業務に起因して発生した事故の損害を賠償するため、令和7年4月に保険金額を1事故2億円、期間中限度2億円(免責金額なし)とする損害賠償責任保険契約を日新火災海上保険㈱と締結しました。

点検業務に起因する事故が発生した場合は、その事故の概要を速やかに協会へ連絡してください。

※登録の更新申請書に記載する売上高、また協会が別途、照会する売上高は、点検業務に係る売上高(税込)ですので、ご注意ください。

令和 6 年度 講習会等の開催実績

※表内の数値は受講者数（人）で、網掛け部分は令和 5 年度の実績です。

1 消防設備士試験準備講習

・開催地 長崎市 令和 6 年 6 月 19 日（水）～ 21 日（金）

区 分	消火設備（1類）	警報設備（4類）	消火器（6類）	受講者数計
受 講 者	7	7	6	20
	7	8	8	23

2 消防設備士法定講習

・開催地 佐世保市 令和 6 年 7 月 3 日（水）～ 5 日（金）

・開催地 長崎市 令和 6 年 7 月 30 日（火）～ 2 日（金）

区 分	消火設備 （1.2.3類）	警報設備 （4.7類）	避難設備・消火器 （5.6類）	受講者数計
佐世保市	43	75	42	160
	58	105	60	223
長崎市	96	168	119	383
	73	148	116	337
合 計	139	243	161	543
	131	253	176	560

3 消防設備点検資格者（本）講習

開催地	種別	期 間	受講者数	
長崎市	1種	令和 6 年 10 月 9 日（水）～ 10 月 11 日（金）	18	29
	2種	令和 6 年 11 月 13 日（水）～ 11 月 15 日（金）	19	16
合 計			37	45

4 消防設備点検資格者（再）講習

開催地	種 別	期 間	受講者数	
長崎市	1種	令和 7 年 2 月 6 日（木）	32	43
	2種	令和 7 年 2 月 7 日（金）	30	49
合 計			62	92

5 甲種防火管理新規講習

開催地	期 間	受講者数	
長 崎 市	令和 6年 4月25日 (木) ~ 26日 (金)	69	121
佐 世 保 市	令和 6年 5月16日 (木) ~ 17日 (金)	105	99
長 崎 市	令和 6年 6月 6日 (木) ~ 7日 (金)	123	123
佐 世 保 市	令和 6年 8月22日 (木) ~ 23日 (金)	109	108
長 崎 市	令和 6年 9月12日 (木) ~ 13日 (金)	123	122
佐 世 保 市	令和 6年10月24日 (木) ~ 25日 (金)	87	104
佐 世 保 市	令和 7年 2月20日 (木) ~ 21日 (金)	84	104
長 崎 市	令和 7年 3月 6日 (木) ~ 7日 (金)	119	121
合 計		819	902

6 甲種防火管理再講習

開催地	期 間	受講者数	
佐 世 保 市	令和 6年11月29日 (金)	40	54
長 崎 市	令和 7年 1月10日 (金)	19	41
合 計		59	95

7 防火・防災管理新規講習(併催講習)

開催地	期 間	受講者数	
佐 世 保 市	令和 6年 9月26日 (木) ~ 27日 (金)	60	59
長 崎 市	令和 7年 1月23日 (木) ~ 24日 (金)	63	59
合 計		123	118

8 消防設備保守業務等実務者研修会

開催地	期 間	受講者数	
長 崎 市	令和 7年 1月29日 (水)	49	47



点検資格者（本）講習の様様（令和6年10月9日）

消防用設備等点検済票（ラベル）の交付実績

令和 6 年度における点検済票（ラベル）の交付状況は、次のとおりです。

上段が令和 6 年度、下段が令和 5 年度の実績です。令和 6 年度は、前年比 4.4% 減ですが、過去 2 番目の実績でした。

（単位：枚）

区 分	長 崎	佐 世 保	計
消 火 器 用	253,027	81,400	334,427
	254,385	78,950	333,335
消 火 器 以 外 用	122,193	41,700	163,893
	142,525	45,350	187,875
耐 圧 試 験 用	332	37	369
	225	67	292
容 器 弁 バ ブ ル 用	40	40	80
	130	0	130
合 計	375,592	123,177	498,769
	397,265	124,367	521,632

消防用設備等点検済表示管理委員会

- 消防用設備等点検済表示制度は、消防庁の指導の下、点検実施者の責任の明確化や点検の確実な履行を促進するため、平成 9 年度から実施しています。
- 9 月に幹事会、2 月に管理委員会を開催し、点検済表示登録会員の登録更新の審査、点検済ラベルの交付状況や表示登録会員の動向、各種講習会の開催計画などについて審議し、併せて点検報告率の向上に向けた取組等について協議しました。



管理委員会（令和 7 年 2 月 12 日）

令和 7 年度（2025年度）各種講習会開催計画

令和7年3月1日現在

講 習 名	実 施 日		定 員	講習会場	受 付 期 間	
消防設備士 法定講習	消火設備	6月25日(水)	110名	佐世保市労働 福祉センター (大会議室ABC)	5月14日(水)～ 6月 3日(火)	
	警報設備	6月26日(木)	110名			
	避難設備・消火器	6月27日(金)	110名			
	消防設備士 法定講習	消火設備	7月29日(火)	125名	長崎県勤労 福祉会館 (講堂)	6月17日(火)～ 7月 8日(火)
		警報設備	7月30日(水)	125名		
		避難設備・消火器	7月31日(木)	125名		
		警報設備	8月 1日(金)	125名		
点検資格者 (本)講習	1 種	10月 8日(水)～10日(金)	30名	長崎県勤労福祉 会館(大会議室A)	8月 4日(月)～ 8月 21日(木)	
	2 種	10月29日(水)～31日(金)	30名	長崎県勤労福祉 会館(大会議室A)	8月 25日(月)～ 9月 11日(木)	
点検資格者 (再)講習	1 種	令和8年 2月 5日(木)	65名	長崎県勤労 福祉会館 (大会議室B)	11月 21日(金)～ 12月 5日(金)	
	2 種	令和8年 2月 6日(金)	65名			
甲種防火管理 新規講習	25-1-4201001 長崎県佐世保市	5月15日(木)～16日(金)	110名	佐世保市労働 福祉センター (大会議室ABC)	3月 26日(水)～ 4月 2日(水)	
	25-1-4201002 長崎県長崎市	6月 5日(木)～ 6日(金)	125名	長崎県勤労 福祉会館 (講堂)	4月 17日(木)～ 4月 24日(木)	
	25-1-0001028 長崎県島原市(本部講習)	7月10日(木)～11日(金)	120名	島原文化会館 (中ホール)	5月 29日(木)～ 6月 5日(木)	
	25-1-4201003 長崎県佐世保市	7月17日(木)～18日(金)	110名	佐世保市労働 福祉センター (大会議室ABC)	6月 5日(木)～ 6月 12日(木)	
	25-1-4201004 長崎県長崎市	8月21日(木)～22日(金)	125名	長崎県勤労 福祉会館 (講堂)	7月 8日(火)～ 7月 15日(火)	
	25-1-4201008 長崎県佐世保市	12月18日(木)～19日(金)	110名	佐世保市労働 福祉センター (大会議室ABC)	11月 6日(木)～ 11月 13日(木)	
	25-1-4201010 長崎県長崎市	8年1月22日(木)～23日(金)	125名	長崎県勤労 福祉会館 (講堂)	11月 20日(木)～ 11月 27日(木)	
	25-1-0001029 長崎県諫早市(本部講習)	8年1月28日(水)～29日(木)	130名	諫早文化会館 (中ホール)	11月 25日(火)～ 12月 2日(火)	
	25-1-4201011 長崎県佐世保市	8年2月19日(木)～20日(金)	110名	佐世保市労働 福祉センター (大会議室ABC)	令和8年 1月 8日(木)～ 1月 15日(木)	
	25-1-4201012 長崎県長崎市	8年3月 5日(木)～ 6日(金)	125名	長崎県勤労 福祉会館 (講堂)	令和8年 1月 22日(木)～ 1月 29日(木)	
甲種防火管理 再講習	25-4-4201006 長崎県佐世保市	10月24日(金) 13:00 ～	65名	佐世保市労働 福祉センター (大会議室ABC)	9月 11日(木)～ 9月 18日(木)	
	25-4-4201009 長崎県長崎市	8年1月 9日(金) 13:00 ～	65名	長崎県勤労 福祉会館 (大会議室B)	11月 10日(月)～ 11月 17日(月)	
防火・防災 管理新規講習 (併催講習)	25-6-4201005 長崎県佐世保市	9月11日(木)～12日(金)	65名	佐世保市労働 福祉センター (大会議室ABC)	7月 31日(木)～ 8月 7日(木)	
	25-6-4201007 長崎県長崎市	11月20日(木)～21日(金)	65名	長崎県勤労 福祉会館 (大会議室B)	10月 9日(木)～ 10月 16日(木)	

※ 防火・防災管理講習関係の申込みは、令和2年度から日本防火・防災協会へ直接申し込むこととなり、インターネット申込とFAX申込のどちらかを選択いただけます。

※ 本部講習とは、日本防火・防災協会が直接担当する講習です。

消防設備点検資格者 「本講習」・「再講習」の実施について

1. 消防設備点検資格者「本講習」

本年度も以下のとおり実施いたしますので、取得希望の方は受講してください。

開催地	実施日	曜日	種別	会場	申込み受付期間
長崎市	令和7年 10月8日	水	1種	長崎県勤労福祉会館 大会議室A(3F) (長崎市桜町9-6)	令和7年 8月4日(月) ～ 8月21日(木)
	10月9日	木			
	10月10日	金			
	令和7年 10月29日	水	2種	長崎県勤労福祉会館 大会議室A(3F) (長崎市桜町9-6)	令和7年 8月25日(月) ～ 9月11日(木)
	10月30日	木			
	10月31日	金			

2. 消防設備点検資格者「再講習」

点検資格者は5年に1回再講習を受ける必要があります。本年度は以下のとおり実施いたします。該当者には(一財)日本消防設備安全センターから通知がありますので、注意しておいてください。

受講しないと資格を失いますので、必ず受講してください。

開催地	実施日	曜日	種別	会場	申込み受付期間
長崎市	令和8年 2月5日	木	1種	長崎県勤労福祉会館 大会議室B(4F) (長崎市桜町9-6)	令和7年 11月21日(金) ～ 12月5日(金)
	2月6日	金	2種		

※再講習は、オンライン講習も可能です。

★オンライン講習実施期間	
第1回目 受付期間 受講期間	令和7年7月1日(火)～令和7年7月29日(火) 令和7年7月8日(火)～令和7年8月12日(火)
第2回目 受付期間 受講期間	令和7年9月2日(火)～令和7年9月30日(火) 令和7年9月9日(火)～令和7年10月14日(火)
第3回目 受付期間 受講期間	令和7年11月4日(火)～令和7年12月2日(火) 令和7年11月11日(火)～令和7年12月16日(火)
第4回目 受付期間 受講期間	令和8年1月13日(火)～令和8年3月3日(火) 令和8年1月20日(火)～令和8年3月24日(火)

通 知

長崎市消防局
提供資料

可搬式サウナ等の特性に応じた 防火安全対策に関する検討会が行われました

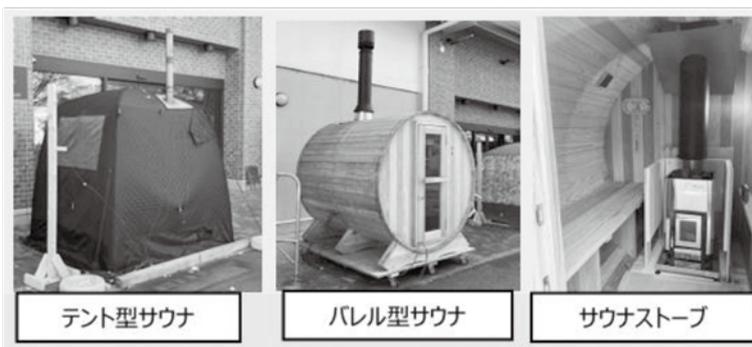
簡易サウナ設備の特性に応じた防火安全対策の検討について

近年、サウナブームもあり、これまでのサウナ設備とは異なる簡易な可搬式のサウナ設備等が設置されるようになってきました。

こうした簡易なサウナ設備等について、その特性に応じた防火安全対策について検討が行われ、令和7年3月に総務省消防庁により報告書がまとめられました。

1 背景・目的

- (1) 従来の浴場等に設置されるサウナとは異なり、テントやバレル（木樽）に放熱設備（サウナストーブ）を設置する事例が全国で増加している。
- (2) 消防法令上のサウナ設備の現行基準は、浴場・宿泊施設等に固定式の放熱設備を設置することを想定した内容となっており、見直しを求める声がある。
（例えば、放熱設備と周囲の可燃物の離隔距離について、テントやバレルの大きさや構造・材質には合わない等）



テント型サウナ

バレル型サウナ

サウナストーブ



消防庁では、有識者等から構成される検討会を開催し、簡易サウナの中でも特に需要が高いテント型サウナ及びバレル型サウナについて、実験等により安全性の検証を行い、その特性に応じた防火安全対策を検討した。

2 検討会の開催状況

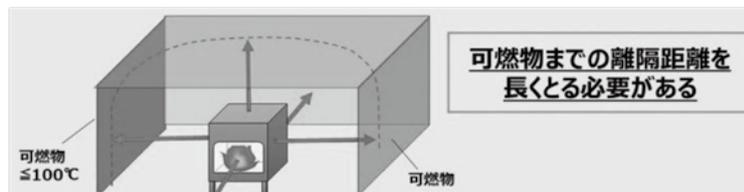
開催日		主な検討内容
第 1 回	令和 6 年 6 月 2 4 日 (月) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討の趣旨等について ・ 関係団体からの情報提供 ・ サウナ設備に係る消防法の関係規定と火災安全性検証実験について ・ 検討スケジュールについて
第 2 回	令和 6 年 1 1 月 8 日 (金) 10:30~12:30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実使用環境下におけるストーブの加熱性能評価試験について ・ 消防法令上の位置づけ等について ・ 検討スケジュールについて
第 3 回	令和 7 年 2 月 1 0 日 (月) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 回検討会意見まとめ ・ 追加検証実験に関する報告について ・ 可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会報告書(案)について

3 現行基準と見直し(案)について

(1) 現行基準

ア 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(以下「省令」という。)では、「サウナ設備」は「サウナ室に設ける放熱設備をいう」ものとされており、テントやバレル(木樽)に設けるものは想定されていない。

イ 放熱設備(サウナストーブ)と周囲の可燃物との離隔距離として、可燃物の表面温度が 100℃を超えない距離を保つことが求められている。



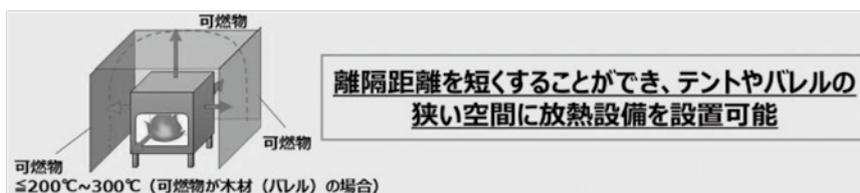
(2) 見直し(案)

ア 省令改正し、火気設備の種類に「簡易サウナ設備」を追加。

具体的には、屋外等のテント及びバレル(木樽)に設ける放熱設備(最大出力 6 kW 以下の薪ストーブ・電気ストーブ)を規定。

イ 放熱設備(サウナストーブ)と周囲の可燃物との離隔距離として、可燃物が引火しない距離(可燃物の表面温度が 200℃~300℃を超えない距離に相当)を保つことで足りることとする。

ウ 簡易サウナ設備の構造・材質等の特性に応じた火災予防上の要件を明確化。



「令和 6 年度 消防用設備等の点検報告率向上に係る支援事業について」 (消防機関と協会の連携事業)

一般財団法人日本消防設備安全センターでは、点検報告率の向上のための都道府県協会の消防機関との連携事業を支援（助成金を交付）しており、令和 6 年度にこの取組みを実施した協会は、全国 20 の協会、九州では本県を含む 4 県の協会が実施し、点検報告率の向上に一定の成果を得られたことが確認されています。

当協会においては、令和 5 年度から県民の皆様の安全安心の確保に資することを目的に、関係消防機関のご理解とご協力をいただきながら当該取組みを実施しています。

1 令和 6 年度の取組みの概要

- 連携対象の消防機関 県央地域広域市町村圏組合消防本部、島原地域広域市町村圏組合消防本部、平戸市消防本部、松浦市消防本部
- 事業内容 消防本部と連携して、点検報告が行われていない防火対象物の関係者へ点検報告制度及び点検済表示制度の普及啓発を行うとともに、点検報告を促す通知文書とリーフレットを発送する取組み。
協会は郵送経費を負担するとともにリーフレットを提供。
- 本事業実施による点検報告率 46.8%

2 令和 7 年度

- 県央地域広域市町村圏組合消防本部、島原地域広域市町村圏組合消防本部、対馬市消防本部の 3 消防本部と連携して、昨年度と同様の取組みを実施中。

【参考】消防機関と都道府県消防設備協会等との連携事業

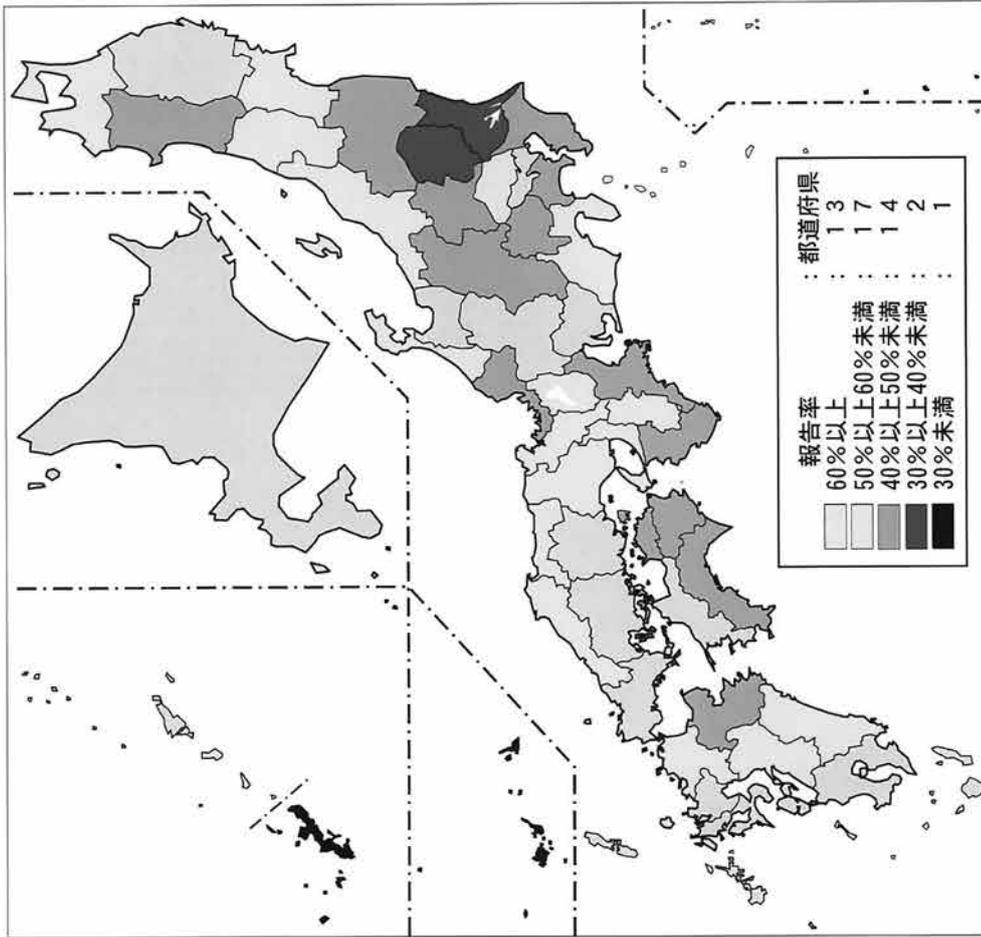
1 事業の目的	消防機関と都道府県消防設備協会等が連携して、防火対象物の関係者に対し消防用設備等の点検未実施等の重要性や必要性について文書等により周知を行い、点検の実施及び点検結果報告の届出を促進し、点検報告率向上へつなげることを目的とする。
2 事業内容	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <p>消防設備協会等から消防機関に対して、通信用切手、点検報告制度及び点検済表示制度の啓発用チラシ（表示登録会員名簿付き）を提供する。</p> <p>消防機関は、提供された通信用切手を活用して、周知文書、点検報告制度及び点検済表示制度の啓発用チラシを点検未実施（未報告）の防火対象物の関係者へ送付し、点検制度の普及啓発及び提出指導を行う。</p> </div> <div style="flex: 1; text-align: center;"> <p>協会等 → 支援物の提供 → 消防機関</p> <p>消防機関 ↔ 普及啓発及び提出指導 / 点検報告書の提出</p> <p>消防機関 → 防火対象物の関係者</p> <p>結果：点検報告率の向上</p> </div> </div>
3 事業実施の効果及びメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・消防機関において、防火対象物の関係者へ指導を行いたいが、予算や人員体制が十分ではなく対応が困難なところを、消防設備協会等と連携することで、郵送等により普及啓発や指導ができる。 ・郵送により指導を行うことで、点検報告を失念していた関係者に対しては点検報告が促進される。また、点検を実施していない関係者に対しては点検実施が促進される。 ・点検報告制度と併せて、点検済表示制度の普及啓発を図ることができ、また、普及啓発用チラシに表示登録会員名簿を掲載しているため、確実に安心な点検事業者の選定ができる。等
4 実施状況	<p>福岡県：平成 29 年度から実施 山形県：平成 30 年度から実施 ⇒ 福岡県では平成 31 年度～令和元年度の間で、15 の消防本部において未報告の 2,722 対象に対して実施したところ、約 4 割の報告があり。</p>



資料9-2 消防用設備等点検報告率について（都道府県別の点検報告率） 消防庁

2024年3月31日時点

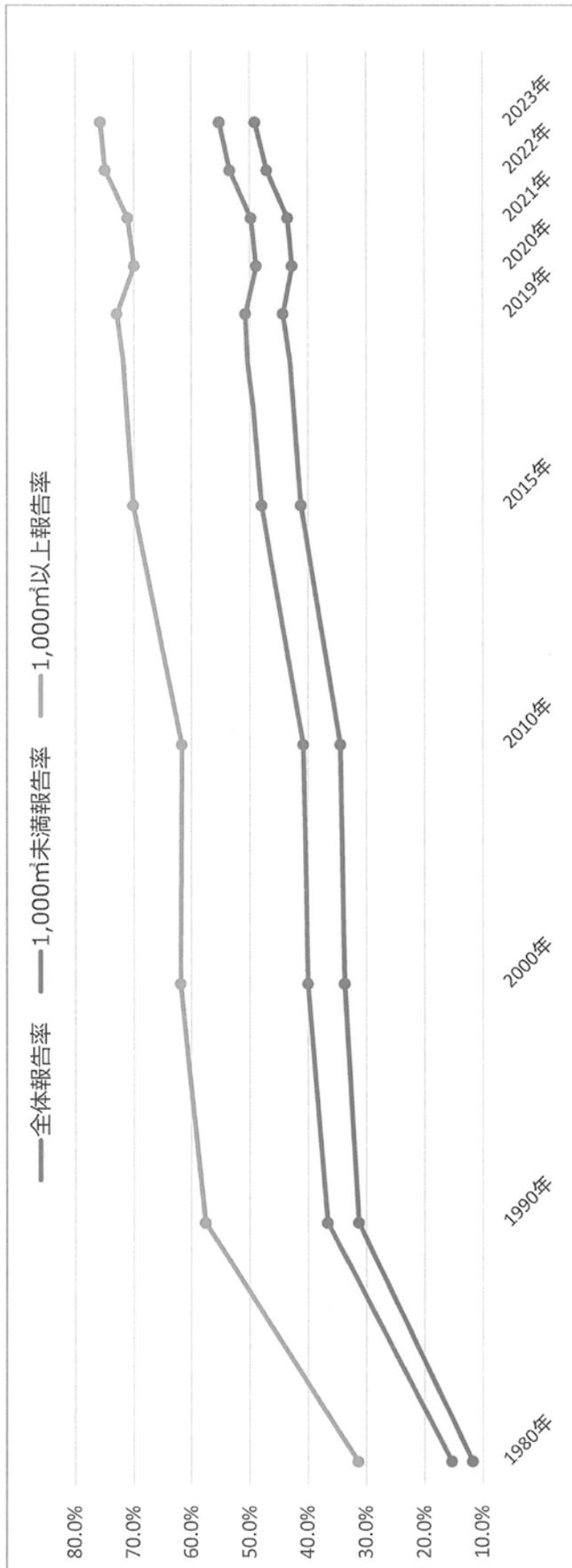
都道府県名	点検報告率	前年度比
滋賀県	51.2%	1.45%↗
京都府	58.3%	2.26%↗
大阪府	57.9%	1.27%↗
兵庫県	58.3%	0.97%↗
奈良県	55.5%	0.62%↗
和歌山県	47.1%	-0.38%↘
鳥取県	51.1%	-2.78%↘
島根県	52.9%	3.01%↗
岡山県	63.9%	1.14%↗
広島県	70.0%	1.64%↗
山口県	66.1%	0.14%↗
徳島県	43.7%	1.14%↗
香川県	49.7%	0.37%↗
愛媛県	63.8%	0.99%↗
高知県	46.1%	-0.50%↘
福岡県	59.5%	0.62%↗
佐賀県	68.5%	2.73%↗
長崎県	67.5%	1.58%↗
熊本県	58.4%	1.31%↗
大分県	46.2%	2.26%↗
宮崎県	55.4%	-0.87%↘
鹿児島県	60.6%	0.02%↗
沖縄県	28.6%	1.25%↗



全国平均 55.6%

都道府県名	点検報告率	前年度比
北海道	62.5%	1.61%↗
青森県	56.1%	2.11%↗
岩手県	60.9%	-1.99%↘
宮城県	56.4%	0.82%↗
秋田県	45.8%	-0.10%↘
山形県	53.8%	6.29%↗
福島県	43.4%	-0.33%↘
茨城県	36.0%	1.89%↗
栃木県	39.7%	-2.58%↘
群馬県	48.0%	0.46%↗
埼玉県	50.3%	-0.75%↘
千葉県	48.4%	0.54%↗
東京都	68.7%	0.93%↗
神奈川県	44.6%	-7.09%↘
新潟県	53.9%	0.21%↗
富山県	62.9%	-0.86%↘
石川県	52.9%	3.20%↗
福井県	48.6%	9.14%↗
山梨県	40.1%	-9.13%↘
長野県	49.1%	0.67%↗
岐阜県	60.8%	2.33%↗
静岡県	53.6%	0.76%↗
愛知県	63.4%	2.05%↗
三重県	42.6%	-5.63%↘

消防用設備等点検報告率について（全国の点検報告率の推移）



	全体報告率	1,000m³未満報告率	1,000m³以上報告率
1980年	15.3%	11.7%	31.4%
1990年	36.6%	31.3%	57.6%
2000年	40.0%	33.7%	61.9%
2010年	40.8%	34.4%	61.7%
2015年	48.0%	41.2%	70.1%
2019年	50.8%	44.3%	72.9%
2020年	48.9%	42.7%	69.9%
2021年	49.8%	43.5%	71.0%
2022年	53.5%	47.1%	74.9%
2023年	55.2%	49.1%	75.7%

※各年とも3月31日時点の数値

表示登録会員名簿

令和7年6月現在

所属	事業所名	代表者	所在地	電話番号	登録番号
長崎県管工事業協同組合連合会	1 三昌商事(株)	代表取締役 岩永 貴之	長崎市柳谷町24-41	095-844-1393	140
	2 大栄設備(株)	代表取締役 立山 雅也	長崎市立山5丁目17-7	095-818-3902	11
	3 高瀬建設(株)	代表取締役 高瀬 邦彦	大村市岩松町26-1	0957-53-3131	14
	4 滑石設備(株)	代表取締役 中間 基	長崎市滑石2丁目5-13	095-856-2512	16
	5 ハヤシカネエネルギー(株)	代表取締役社長 平田 英二	長崎市目覚町5-20	095-848-2323	17
	6 星野管工設備(株)	代表取締役 谷村 正夫	長崎市葉山1丁目32-16	095-856-1161	131
	7 丸一設備工業(株)	代表取締役 築瀬 哲也	長崎市鳴滝2丁目13-16	095-824-1571	22
	8 (株)八興電設	代表取締役 阿比留 人美	対馬市美津島町根緒63-2	0920-54-2657	151
	9 (株)矢加部商店	代表取締役 矢加部 公男	島原市広馬場町332	0957-62-3186	24
	10 (株)大和屋電機	代表取締役 坂本 晋	壱岐市芦辺町諸吉大石触215-2	0920-45-0084	139
長崎県電気工事業工業組合	1 大菱電気工業(株)	代表取締役 山中 仁	佐世保市俵町24-29	0956-23-2177	148
	2 (株)玄海電設	代表取締役 大久保 祐子	佐世保市江迎町梶ノ村263-1	0956-80-7333	141
	3 こばた電設(株)	代表取締役 小畑 勝志	五島市吉田町2532-5	0959-72-8501	130
	4 サカエ電設	代表者 田中 潔世	雲仙市小浜町北野1992	0957-74-5086	37
	5 (株)三エ電機	代表取締役 小林 純一	長崎市大橋町6-6	095-845-2300	34
	6 シロヤマ電工	代表者 城山 茂樹	五島市奈留町浦468-105	0959-64-2130	122
	7 (株)進藤電業	代表取締役 進藤 勉	雲仙市小浜町雲仙434-3	0957-73-3682	39
	8 (株)青電メンテナンス	代表取締役 成瀬 美由紀	長崎市金屋町7-14	095-827-2088	138
	9 中央電気防災(株)	代表取締役 松村 学	大村市荒瀬町368	0957-55-5566	43
	10 (株)東光電気	代表取締役 平野 修	長崎市大浦町9-5	095-821-2315	47
	11 長崎電業(株)	代表取締役社長 中川 竜徳	長崎市花園町2-21	095-862-2333	49
	12 長崎菱電テクニカ(株)	代表取締役 山田 剛	西彼杵郡時津町浜田郷517-7	095-881-1421	120
	13 (有)野原電機	代表取締役 田島 和雅	雲仙市小浜町北野735	0957-74-3218	51
	14 松田電気工事三(株)	代表取締役 藤本 るり子	大村市西三城町13-17	0957-53-2148	145
	15 松山電機店	代表者 松山 雅志	北松浦郡小値賀町笛吹郷1389-7	0959-56-2226	121
	16 (有)マルセイ	代表取締役 湯川 裕紀子	南松浦郡新上五島町浦桑郷1372	0959-54-1102	55
長崎県消防機器同業会	1 あーるある電設	代表者 阿比留 賢介	対馬市厳原町久田596-4	090-7980-9636	60
	2 (株)アール・テクノ・サービス	代表取締役 浦口 一郎	五島市上大津町1196	0959-74-5209	125
	3 (株)アイコック	代表取締役 山田 実夫	諫早市津久葉町6-41	0957-26-5449	128
	4 (資)あおば商会	代表者 大場 浩	長崎市小菅町25-17	095-824-2453	59
	5 (有)アトム防災設備	代表取締役 内川 美佐子	長崎市つつじが丘1丁目20-2	095-839-6330	58
	6 (有)アポロ電機防災	取締役 三村 強	長崎市葉山1-40-3 77'ニール葉山102号	095-856-8746	56
	7 アラキ防災工業(株)	代表取締役 田口 弘子	長崎市大橋町2-4	095-846-1036	57
	8 (株)アルス	代表取締役 今里 悟	諫早市真崎町1742	0957-28-9888	168
	9 井上消防・防災設備	代表者 井上 雅智	島原市有明町大三東甲717-1	0957-61-9133	153
	10 NH17プロジェクト・ラボ 閉工場設備管理事業部	機械設備部長 津山 哲基	長崎市神ノ島町3丁目526-19	095-865-5555	135
	11 (株)エルベック	代表取締役 草野 孝昭	長崎市昭和3丁目256-9	095-801-2462	127
	12 (株)オリオン電防	代表取締役 小林 光弘	長崎市西山2丁目2-3	095-825-8250	62
	13 九州消火器材(株)	代表取締役 田中 俊晴	佐世保市新田町273-7	0956-47-3165	68
	14 (一財)九州電気保安協会長崎支部	支部長 内田 浩二	長崎市田中町591-5	095-813-8011	67
	15 (株)クリーン・マット	代表取締役 田中 信之	長崎市田中町573-3	095-837-8488	149
	16 (有)小淵電設	代表取締役 小淵 正稔	長崎市江の浦町15-30	095-861-4535	69
	17 光和機電(株)	代表取締役 阿比留 勝也	対馬市美津島町鶏知甲1221	0920-54-5335	167
	18 (株)サン・クリエイト	代表取締役 濱崎 豊彦	長崎市西山台2丁目12-7	095-843-2971	146
	19 (株)消建	代表取締役 峰 英典	佐世保市早苗町668-26	0956-27-5232	133
	20 (株)シンテック	代表取締役社長 馬渡 仁	諫早市長野町1086-46	0957-24-2511	71
	21 (有)西部防災	代表取締役 高濱 清澄	長崎市橋口町12-12	095-847-6612	72
	22 (有)総合防災センター	代表取締役 出口 俊子	長崎市小峰町12-2	095-848-0109	73
	23 (株)武田商事	代表取締役 山崎 俊隆	佐世保市沖新町7-2	0956-31-6285	75
	24 (株)中央ビル管理	代表取締役 松園 英太郎	佐世保市有福町1712-3	0956-42-5200	158

令和7年6月現在

所属	事業所名	代表者	所在地	電話番号	登録番号	
長崎県消防機器同業会	25 (株)ツクモ	代表取締役 永田 次郎	佐世保市福石町22-6	0956-31-4074	77	
	26 (株)ツクモ防災	代表取締役 永田 次郎	長崎市花園町24-5	095-861-0677	162	
	27 (有)対馬ビルサービス	代表取締役 日高 泰邦	対馬市美津島町根緒468-80	0920-52-3524	78	
	28 (有)中川商会	代表取締役 桑原 飛羽	諫早市福田町1060-9	0957-22-0287	87	
	29 長崎防災(株)	代表取締役 石原 孝文	長崎市戸町3丁目23-19	095-833-5508	150	
	30 (株)長崎め組	代表取締役 江頭 徹	西彼杵郡時津町左底郷767-8	095-860-2330	163	
	31 (株)長崎ユタカ	代表取締役 野田 賢司	長崎市五島町6-17	095-826-8555	82	
	32 (株)ナカムラ消防化学	代表取締役 中村 康祐	大村市平町1933	0957-52-1617	88	
	33 (有)中村防災	代表取締役 中村 壽文	島原市浦の川2150-1	0957-62-6414	86	
	34 (株)日東商会	代表取締役 東森 仁	長崎市鍛冶屋町6-17 ハイツカビヤ502	090-2716-1198	89	
	35 (株)日東松浦商会	代表取締役社長 大久保 徹	松浦市志佐町高野免1001	0956-72-3346	155	
	36 (株)ハンエイ	代表取締役 永田 一精	長崎市女の都4丁目5-5	095-845-8711	91	
	37 (有)福田商会	代表取締役 福田 正博	佐世保市母ヶ浦町13-1	0956-47-6415	142	
	38 (株)フジオカ	代表取締役社長 藤岡 秀則	長崎市田中町582-4	095-813-8084	92	
	39 富士産業(有)	代表取締役 嘉悦 洋治	長崎市平和町23-15-401	095-844-5866	93	
	40 (有)平和防災	代表取締役 福田 敏彦	佐世保市天神2丁目151-15	0956-31-7272	94	
	41 松田工業所	代表者 松田 秀生	佐世保市小佐世保町28-16	0956-23-3432	96	
	42 (有)ムラツウ	取締役 森下 俊二	佐世保市早苗町495-5	0956-38-1444	97	
	43 (有)森石油店	代表取締役 森 能範	平戸市生月町里免1679-4	0950-53-0802	166	
	44 森防災	代表者 森 繁義	五島市木場町376-3	0959-72-2284	147	
	45 ヤナセ産業(株)	代表取締役社長 合家 崇	長崎市竹の久保町11-3	095-818-0121	98	
	46 (株)ヤナセ防災	代表取締役社長 合家 崇	佐世保市卸本町30-15	0956-31-9345	160	
	47 やまぐち総合防災	代表者 山口 慎司	諫早市猿崎町901-1	0957-42-5376	165	
	48 (株)山田石油	代表取締役 山田 和弘	諫早市本町3-10	0957-22-1324	101	
	49 (資)山根	代表社員 山根 仁	佐世保市俵町25-30	0956-24-5845	99	
	50 (株)山本商会	代表取締役 吉丸 忠幸	佐世保市藤原町46-43	0956-31-9066	100	
	51 (有)ユタカ商会	代表取締役 豊島 拓郎	佐世保市千尽町5-3	0956-32-6236	102	
	52 (株)ユタカ防災サービス	代表取締役 津浪 勉	諫早市貝津小船越名1-24	0957-26-5031	103	
	53 ユニオン防災	代表者 山口 建藏	長崎市城山町12-17-3F	095-807-2653	159	
	54 (株)令和防災	代表取締役 津浪 勉	長崎市大橋町16-13アクティイン大橋3-y	095-844-2787	164	
	その他	1 アイワ防災工業(株)	代表取締役 横山 滋久	壱岐市郷ノ浦町本村触649-1	0920-47-5207	161
		2 (株)天瀬電機	代表取締役 天瀬 誠樹	対馬市上対馬町比田勝965-1	0920-86-2055	154
		3 大久保電工(株)	代表取締役 大久保 竜幸	壱岐市郷ノ浦町本村触29-3	0920-47-0264	65
		4 (株)片山住宅電設	代表取締役 中田 誠	壱岐市勝本町百合畑触505-5	0920-43-0262	107
5 かばら電気		代表者 賀原 輝実	対馬市厳原町西里112-8	0920-52-6868	157	
6 (株)九電工長崎支店		執行役員支店長 友池 昌寛	長崎市平野町22-40	095-840-0800	111	
7 (有)きょーでん		代表取締役 羽田 康宏	南松浦郡新上五島町七目郷879-3	0959-42-2439	108	
8 研進工業(株)		代表取締役 八戸 泰道	諫早市小川町1251-1	0957-22-3211	4	
9 (有)佐世保電気防災		代表取締役 平山 計之	佐世保市白岳町102-5	0956-33-8466	35	
10 太平ビルサービス(株)長崎支店		支店長 高木 良太	長崎市栄町1-25長崎MSビル5F	095-824-6628	114	
11 (有)ひらい電機		代表取締役 平井 照博	佐世保市江迎町長坂164	0956-66-2600	110	
12 富士ビル総合(株)		代表取締役 諸岡 進	長崎市恵美須町4-7	095-827-2463	115	
13 ホマレ電業(株)		代表取締役 平江 誉則	対馬市厳原町棧原40-2	0920-52-5514	118	
14 松尾電気工事(株)		代表取締役 松尾 輝幸	壱岐市勝本町大久保触宇山坂1797-4	0920-42-2073	123	
15 (株)横清商会		代表取締役 横山 博一	壱岐市郷ノ浦町片原触1502-1	0920-47-0643	126	

(注) 1 「登録番号」は表示登録会員の番号で「42-1-○」の○の番号

2 所属ごとの内訳は次のとおり

(管工事組合10会員、電気工事組合16会員、消防機器同業会54会員、その他15会員、合計95会員)

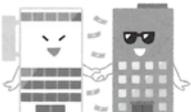
消防用設備等の 適正な点検・報告と 点検済票(ラベル)の貼付を!

消防用設備等の点検及び点検結果の報告は、
防火対象物関係者(所有者、管理者、占有者)の義務です。

(消防法第17条の3の3)

必ず立ち会って適正な点検が実施されているかを確認しましょう。

全国統一的に推進している点検済表示制度は、点検が適正に行われ、機能が正常であるものに点検済票(ラベル)を貼って点検実施者の責任を明確にするとともに防火対象物の関係者、利用者などに維持管理が適正に行われていることを知らせるものです。

しない	させない	ゆるさない
粗雑な点検を行う事業所を選定しない 信頼できる点検事業者を選定し、適正な点検をさせましょう。 	粗雑な点検をさせない 点検は、法令で定められた点検基準と点検要領に従って行わなければなりません。点検時には防火管理者等が必ず立ち会って、適正な点検が行われているかを確認するよう指導されています。 (平成11年消防予第145号) 	不適正な点検事業者をゆるさない 粗雑な点検を行う事業者と契約し、不適正な点検が行われた場合、維持義務違反として罰せられるのは「防火対象物の関係者」です。 

 罰則	維持義務違反	点検報告義務違反
	<ul style="list-style-type: none">●消防用設備等の維持のために必要な措置をしなかった者は30万円以下の罰金又は拘留●その法人に対しても上記の罰金 (消防法第44条第12号、第45条第3号)	<ul style="list-style-type: none">●点検結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は30万円以下の罰金又は拘留●その法人に対しても上記の罰金 (消防法第44条第11号、第45条第3号)

一般財団法人 長崎県消防設備協会

点検から報告までのチェックポイント

1 点検の内容と期間

消防用設備等の種類などに応じて次のように定められています。

点検の期間 機器点検 ▶ 6ヶ月に1回 / 総合点検 ▶ 1年に1回

2 点検実施者

次の防火対象物に設置されている消防用設備等の点検は、消防設備士又は消防設備点検資格者に行わせることとなっています。

- ◆ 延べ面積1,000㎡以上のデパート、ホテル、病院、飲食店、地下街などの特定防火対象物
- ◆ 延べ面積1,000㎡以上の工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校などの非特定防火対象物で消防長又は消防署長が指定したもの
- ◆ 特定用途に供される部分が避難階以外の階にある防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2つ(屋上に設けられた場合又は避難上有効な構造を有する場合にあっては、1つ)以上設けられていないもの

左記以外の防火対象物は、自ら点検を行うこともできますが、確実な点検を行うために消防設備士又は消防設備点検資格者に行わせることが望まれます。

3 点検・改修・整備

点検は、点検基準及び点検要領に基づいて適正に行い、不良箇所があった場合は、すみやかに改修や整備をしなければなりません(改修や整備は、屋内消火栓の表示灯の交換等、軽微な設備を除き、消防設備士でなければできません)。

4 点検済票(ラベル)の貼付

点検済票(ラベル)は、点検済表示制度を活用している場合に、都道府県消防設備協会が一定の要件(消防設備士又は消防設備点検資格者、必要な機器工具及び経済的基盤を有していること)を満たしている点検実施者(表示登録会員)に交付し、適正な点検を行った証として貼られます。表示登録会員は、損害賠償責任保険(1事故2億円、期間中限度2億円)に加入しています。

点検済票(ラベル)



消火器用



消火器以外の
消防用設備等用

5 点検票の確認

関係者は、点検結果が点検票に正確に記録されているかを確認してください。



6 点検結果の報告

- 関係者は、点検結果を定められた期間ごとに、消防長又は消防署長に報告しなければなりません。
- 報告期間は、防火対象物の用途などに応じて定められています(点検の期間と報告の期間は異なります)。

報告の期間 特定防火対象物 ▶ 1年に1回 / 非特定防火対象物 ▶ 3年に1回

(一財) 消防試験研究センター長崎県支部からのお知らせ

消防設備士試験の受験申請について

1 受験の申請方法は、(一財) 消防試験研究センター (以下、センター) のホームページからインターネットを利用して行う電子申請と、センター長崎県支部に願書を提出する書面申請とがあります。

※電子申請ができる試験種別が拡大されており、各種証明書類等の必要な方、複数種類の受験を希望される方についても電子申請が可能となりました。

電子申請をぜひご利用ください。

2 電子申請の詳細は、センターのホームページをご覧ください。

(<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>)

電子申請をされた方には、申請時に入力された電子メールアドレスに受験票がダウンロードできる旨のメールがセンターから送信されますので、受験票をダウンロードし印刷してください。

受験票がダウンロードできない方は、センター本部電子申請室に問い合わせてください。

「センター本部電子申請室」TEL0570-07-1000 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

3 書面申請に必要な試験案内、願書、受験手数料払込用紙等は、センター長崎県支部のほか県内各地域の消防署、長崎県消防保安室及び県内の各振興局等で入手できます。

書面申請での受験手数料の払込み方法が、郵便局 (ゆうちょ銀行) の窓口のほか、2次元コード経由での払込みができるようになりました。

書面申請をされた方には、後日、センター長崎県支部から受験票が送付されます。

受験票が試験日の1週間前までに届かない場合は、速やかにセンター長崎県支部に連絡してください。

4 受験票には、受験日前6か月以内に撮影した正面、無帽 (宗教上または医療上の理由がある場合を除く)、無背景、上三分身像の縦4.5cm、横3.5cmまたはパスポート規格の大きさ、枠なし、鮮明なものを受験票に貼って試験当日に必ず持参してください。受験票を持参しないと受験できません。

消防設備士免状の写真書換え・再交付について

- 1 免状の交付を受けてから10年が経過する前に「写真書換え」の申請をしてください。
- 2 免状を紛失等した場合は、免状の再交付を受けてください。
- 3 書換え・再交付申請書等は、センター長崎県支部のほか県内各地域の消防局・消防本部で入手できます。また、センターのホームページからも申請書用紙をダウンロードすることができます。申請に必要なものは、入手した書類またはホームページで確認してください。
- 4 書換え・再交付申請書に貼る写真は、6か月以内に撮影した正面、無帽（宗教上または医療上の理由がある場合を除く）、無背景、上三分身像の縦4.5cm、横3.5cmまたはパスポート規格の大きさ、枠なし、鮮明なものです。

【写真書換え・再交付の申請先】

- ・写真書換え…居住地、勤務地、免状の交付を受けた都道府県のセンター支部
- ・再 交 付…免状の交付を受けた、または書換えをした都道府県のセンター支部

【申請先・問い合わせ先】

一般財団法人 消防試験研究センター長崎県支部

〒850-0032 長崎市興善町6-5 興善町イーストビル5階

TEL 095-822-5999 FAX 095-822-4655

<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

事務局からのお知らせ

○消防用設備等点検済票（ラベル）のご注文は早目をお願いします。

事務局では、ラベルの注文をお受けした際、速やかに交付するよう努めておりますが、天候などの影響による配送遅延などによりお届けするまでに相応の日数を要することもありますので、1週間程度の余裕をもってご注文いただくようお願いいたします。

○消防設備協会九州ブロック連絡協議会における消防用設備等点検済票の不適正な貼付に関する取り組みについて

九州・沖縄各県及び山口県の協会で組織する標記協議会は、点検済表示登録会員が実施する他県における点検済票の貼付に関して、適正な運用を図る観点から、他県会員による自社製点検済票の貼付や他県協会発行の点検済票の貼付が確認された場合、各県協会が相互に連絡調整を行い、関係者に対して改善の働きかけ（正規のラベルへの張り替えなど）を行っております。

（対応の流れ）

① 違反の確認 ⇒ ② 是正の依頼 ⇒ ③ 改善報告書の提出 ⇒ ④ 状況の確認

会員の皆様におかれましては、今後ともご協力をお願いいたします。

~~~~~ 長崎県消防設備協会の事務局員をご紹介します ~~~~~

|             |       |
|-------------|-------|
| 事務局長（兼常務理事） | 久保眞一郎 |
| 業務部長        | 木村 慎吉 |
| 事務局員        | 渡部 洋子 |

※今後ともよろしく申し上げます。



(一財)長崎県消防設備協会では、タイムリーな情報提供に努めております。  
ホームページの新着情報など、定期的に更新しておりますので、ご覧ください。

都道府県  
消防設備協会一覧

一般財団法人 長崎県消防設備協会

関係サイトへ  
リンク

お問合せ  
メール

はじめに 地域の皆様へ

講習案内 / 図書案内

事業案内 / 業務・財務

■ごあいさつ

はじめにー地域の皆様へー

- ごあいさつ
- 協会トピックス
- 防災トピックス
- 情報提供

講習案内 / 図書案内

- 講習案内
- 法令等に基づく各講習
- 図書案内

事業案内 / 業務・財務

- 事業案内
- 業務・財務
- 本部・事務所案内図

関係サイトへリンク

- 消防設備事業関係者のための  
福利厚生サービス

## ようこそ 一般財団法人 長崎県消防設備協会 ホームページへ

講習日程などの情報はこちら！



① 消防設備士  
法定講習

② 点検資格者  
(本)講習

③ 点検資格者  
(再)講習

④ 甲種防火管理  
新規講習

⑤ 甲種防火管理  
再講習

⑥ 防火・防災管理  
新規講習(併催講習)

大浦天主堂 (写真提供: (一社)長崎県観光連盟)

**【お知らせ】**

- [甲種防火管理新規オンライン講習の申込方法はこちら](#)
- [消防設備士オンライン講習の申込方法はこちら](#)
- **講習会を受講される皆様へお願い**
  - ～新型コロナウイルス感染症対策について～
  - ～講習受講の際の駐車場について～
  - ～甲種防火管理講習の申込方法・当日時間割など～
  - ～修了証の再交付について～

○協会トピックスなど、このホームページを更新した場合、こちらの【新着情報】でお知らせしますので参考としてください。

○その他、消防法等に関する必要な情報(消防庁の通知通達など)は、[防災トピックス](#)に随時、アップしておりますのでご利用ください。

● **通格請求書発行事業者登録番号のお知らせ**  
登録番号: T5310005007203

**【新着情報】**

- ・[消防用設備等の保守点検は、信用と実績のある表示登録会員へ!](#)(R7.4)
- ・[表示登録会員名簿を更新しました](#)(R7.6)
- ・[会報\(第81号\)をアップしました](#)(R6.9)



消火器用



その他の設備用

安全・安心のしるし、点検済票